

広島県告示第三百十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり生活介護に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業を廃止した事業所	廃止年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	ときわ台ホーム	平成二十二年三月三十一日
東広島市八本松町原五九四六番七	東広島市八本松町原五九四六番地七	
東広島市高屋町小谷五〇〇一番地五	東広島市高屋町小谷五〇〇一番地五	平成二十二年三月三十一日
社会福祉法人平成会	西の池学園	